

きたひろしま

# 国保だより

発行 令和3年7月  
北広島市保険年金課  
国保スタッフ  
TEL 011-372-3311  
(内線 2114・2115)

## 国民健康保険被保険者証(保険証)について

### ◆保険証の年度について

国保の保険証は年度(8月～翌年7月)ごとに更新され、国保加入者全員の方に、毎年7月中に一齐送付しています。

70歳以上の方は、前年中(1月から7月は前々年中)の所得に応じて負担割合(2割または3割)が変わります。



### ◆保険証番号に枝番が付くようになりました

これまでの7桁の保険証番号に加え、新たに2桁の枝番が追加されました。

将来的にマイナンバーと連携され、個人ごとの情報が分かるようにするための準備です。マイナンバーと保険証との情報連携は、秋以降からの本格運用が予定されています。

### ◆保険証の有効期間が、令和4年7月31日より短い方について

**年度内に75歳に到達する方**

75歳の誕生日から、後期高齢者医療保険に切替わります。

**年度内に70歳に到達する方**

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は、その月)から、新しい保険証(兼 高齢受給者証)に切替わります。

いずれの方も、特に手続きをいただかなくても、事前に新しい保険証が送付されます。

## 他の医療保険に加入したとき ～保険の切替え手続きを

### ◆切替わりは、月単位ではなく、日単位での取り扱い

他市町村への転出や新たに社会保険などに加入し、北広島市の国保加入者でなくなった場合、その切替わりは月単位ではなく、日単位で取扱われます。

例えば、9月10日に就職し即日社会保険が適用され、社会保険の保険証が9月20日に届いた場合でも、社会保険の適用開始(資格取得)日である9月10日以降は国保の保険証を使用することはできません。

一般的に国保から社会保険への切替えは、社会保険の保険証が交付された後に手続きしますが、保険資格の切替えは保険証が交付されていなくても適用されるため注意が必要です。

## 「医療費のお知らせ」～確定申告される方は無くさず保管を

### ◆医療費のお知らせ

保険が適用された医療費が発生した方に対して、2か月ごとに「医療費のお知らせ（圧着はがき）」を送付しています。送付の目的は、ご自身やご家族がどのくらい医療機関を受診されているかを再確認していただくものです。

健康管理や医療費の支出状況などをあらためて見直していただく機会としてください。

### ◆確定申告への活用

確定申告における医療費控除適用のため「医療費のお知らせ」を活用することができます。申告にあたっては「医療費控除の明細書（税務署の様式）」を提出することが義務付けられていますが、その様式にそのまま添付することができます。また「医療費のお知らせ」に含まれない内容については、領収証を元に自ら追記することも認められています。

なお、通常、確定申告の時期には11月受診分までしか送付されていないため、少なくとも12月受診分については、領収証を元に追記することになります。

「医療費のお知らせ」は再交付できないため無くさないようにしてください。万一、無くされた場合は、領収証を元に追記して確定申告していただくこととなります。

## 医療機関の適正な受診にご協力ください

### 【重複受診・はしご受診】

同じ病気や症状で、複数の医療機関を受診することを「重複受診（はしご受診）」といいます。

重複受診を行うと、検査・処置・注射などを繰り返すことになり、ご自身の医療費負担が大きくなるだけでなく、身体にも負担がかかります。場合によっては、それぞれの医療機関で処方された薬を重複し服用することで、かえって健康に悪影響が生じる恐れもあります。

### 【夜間・休日などの時間外受診】

症状が軽い患者の救急診療の利用が増え、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたすケースが発生しています。また、時間外受診は割増料金がかかります。

夜間・休日などに受診する際には、平日の時間内に受診することができないか、あらためて考えてみてください。

これらの受診は、ご自身の医療費負担（2割または3割）が大きくなるとともに、保険者の負担（8割または7割）も大きくなります。総医療費の増加によって、結果的にみなさまが負担している保険税の引上げなどに影響が及ぶことも考えられます。

以上のようなことから、適正な受診を心がけましょう。

## お薬手帳を持ちましょう ～複数お持ちの方は1冊にまとめましょう

「お薬手帳」とは処方された薬の名前・量・日数・使用法などを記録できる手帳のことで、調剤薬局にて無料で作成できます。

お薬手帳を持っていると、一定の条件のもとで薬代が安くなる場合があります。



### ◆お薬手帳の役割やメリット

- ・薬の重複処方を避ける
- ・副作用の回避や、薬同士の飲み合わせの確認
- ・副作用歴、アレルギー歴などの情報を伝える
- ・災害時や旅先での急病時などにおける、常用薬の情報がわかる  
(災害時には特例で「お薬手帳」により、薬を出してもらえる場合があります)

## ジェネリック医薬品の利用を

### ◆ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬（先発医薬品）の独占販売期間が終了した後に、販売が許可される薬のことです。

有効主成分などは新薬と同じで、品質や安全性は同等とされています。ジェネリック医薬品は、新薬と比べて3割から5割程度安価なので、医療費の節約につながります。

ただし、全ての新薬に対して当てはまるわけではなく治療内容にもよりますので、まずは医師や薬局に相談して、上手に活用してみましょう。

なお、市役所国保担当や各出張所窓口では、保険証やお薬手帳に貼ってジェネリック医薬品希望の意思表示ができる「希望シール」を配布していますので、ご利用ください。



## 一部負担金の減免制度について

### ◆一部負担金とは

一部負担金とは、医療機関において支払う自己負担分の医療費のことです。負担割合は2割または3割です。

### ◆一部負担金の減免制度について

災害やそれに準ずる被害を受け、一部負担金を支払うのが困難な場合に利用することができる制度です。

申請にあたっては、「預貯金状況」「昨年1年間の収入」「今年1年間の収入見込み」「給与等の支払い状況」がわかる資料などの添付が必要です。生活保護基準と比較するなどして、免除する割合などを決定いたします。

## 保険税の減額制度について

### ◆非自発的な理由で離職された方は保険税が軽減されます

解雇や会社の倒産またはやむを得ない理由によって離職された方で、「雇用保険受給資格者証」の記載事項が下記の要件を満たしている場合は、申請により、給与所得が30/100とみなされ、保険税が減額になる場合があります。

- ・離職時年齢が65歳未満
- ・離職年月日が令和3年3月31日以降（課税対象年度が令和3年度の場合）
- ・離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか

※「雇用保険特例受給資格者証」や「雇用保険高年齢受給資格者証」は対象となりません。

### ◆保険税の減免について

下記の理由などにより保険税の納付が困難となった場合には、一定の基準により、保険税が減免になる場合があります。減免を受けるためには、納期限までに申請が必要です。お早めにご相談ください。

- ・生活保護を受けている方
- ・災害などにより重大な損害を被った方
- ・長期間の病気や失業などにより、所得の激減が見込まれる方
- ・刑務所に入っている方がいる世帯
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯

## 傷病手当金について

### ◆傷病手当金とは

国保加入者が「新型コロナウイルスに感染、または感染の疑いのため、一定日数以上休むことになり（元々の休みを除いて「最初に休んだ日」から数えて3日を経過した日以降に休んだ日数）、給料が受け取れない、または減額された」という場合に受給できる可能性があります。直近3か月の給与（額）を基に日額を算出し、対象となる休業日数の日額の3分の2を支給するものです。

対象期間は令和3年9月30日までです。（令和3年6月現在）



### ◆申請について

「事業主が記入する様式」や「医療機関が記入する様式（受診しなかった場合は不要）」のほか、いくつかの様式の提出が必要です。

詳しくは、申請前にあらかじめご相談ください。

### 【お問い合わせ】

北広島市役所（011）372-3311

**<保険税に関すること>保険年金課国保賦課担当 内線2115・2117**

**<保険証や給付に関すること>保険年金課国保給付担当 内線2114・2116**